

2016年8月25日

各 位

会社名 株式会社 キャンパス
代表者名 代表取締役社長 河邊 拓己
(コード番号:4575 東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者兼管理部長
加登住 眞(電話 055-954-3666)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年8月25日開催の取締役会において、2016年9月27日開催予定の第17期定時株主総会で承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、これに伴い、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事については、本日付の『監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ』において別途開示いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

① 移行の目的

監査等委員である取締役に取締役会での議決権を付与するとともに、社外取締役による経営活動に対する監査・監督機能をより一層強化することで、株主及び投資家の信頼に応えるコーポレート・ガバナンス体制が実現できると判断したためです。

② 移行の時期

2016年9月27日開催予定の第17期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更について

① 変更の目的

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除ならびに所要の変更等を行うものです。
- (2) 当社株式の流動性の向上および将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条の発行可能株式総数を現行の8,000,000株から15,000,000株に変更するものです。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役についても責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款を変更するものです。なお、責任限定契約にかかる定款の変更については、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記の変更に伴う条数等の変更その他所要の変更を行うものです。

② 変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

③ 日程

定款変更のための定時株主総会開催日(予定) 2016年9月27日
定款変更の効力発生日(予定) 2016年9月27日

以上

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) <u>3. 会計監査人</u> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
第2章 株式	第2章 株式
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,000,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>15,000,000株</u>とする。</p>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の<u>取締役</u>は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任及び解任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任及び解任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 <u>4</u> 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>(以下「<u>監査等委員でない取締役</u>」という。)は、10名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の<u>監査等委員である取締役</u>は、5名以内とする。</p> <p>(選任及び解任)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>2</u> 前項の規定による取締役の選任及び解任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別しなければならない。</u> <u>3</u> (現行どおり) <u>4</u> (現行どおり) <u>5</u> (現行どおり)

現行定款

変更案

(任期)
第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)
第 21 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)
第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(新設)

(取締役会の招集通知)
第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(任期)
第 20 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)
第 21 条 取締役会は、その決議により監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議により、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)
第 22 条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

3 前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)
第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法) 第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が取締役会決議の目的事項について提案をした場合、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が<u>当該提案について異議を述べない時</u>は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が取締役会決議の目的事項について提案をした場合、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果<u>ならびに</u>その他法令に定める事項は、議事録に記載<u>または</u>記録し、出席した取締役<u>及び</u>監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項は、議事録に記載<u>又は</u>記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めなければならない。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第29条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2 当会社は会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に</u>、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p align="center">第5章 監査役及び監査役会</p>	<p align="center">第5章 監査等委員会</p>
<p>(員数) 第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等) 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第40条～第46条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録) 第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第34条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
	<p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により第17回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>